

令和2年6月15日

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合の
契約手続きの流れ及び標準様式等について

契約課

このことについて、標記の契約手続きの流れ及び標準様式等を示しますので、該当する委託については、これにより取り扱ってください。

なお、標準様式等は、提供する個人情報の内容等に応じて適宜追加・修正等を行ってください。

1. 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は事前に購入依頼書及び仕様内容がわかる書類を契約担当部署に提出する。

2. 契約担当部署は、保護管理者と仕様書等を検討し、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて相応の「個人情報の適切な管理を行う能力を有する者」に発注する。

なお、発注する場合は、個人情報の取扱いに係る委託実施体制等報告書（様式1）を発注先から徴取する。

- 仕様書記載事項例
- 様式1 個人情報の取扱いに係る委託実施体制等報告書

3. 保護管理者と契約担当部署は、実地検査を必要と認める場合は連携して実地検査報告書（様式2）により実地検査を行う。

なお、契約金額500万円以上で契約書を締結する契約は、原則、実地検査を行い、その他の契約は、保護管理者が必要と認めた場合に行う。

- 様式2 実地検査報告書

保有個人情報の取扱いに係る業務の委託に該当するもの（文科省資料より）

【考え方】

- 1 国立大学法人が保有している個人情報を委託先に引き渡して、入力・加工・編集・保管などの何らかの作業をしてもらうもの。
 - 2 委託先が、委託業務の履行過程において個人情報を取得し、当該個人情報を取り扱うもの（国立大学法人の保有個人情報を引き渡していないものについても該当）。
- ※引き渡す個人情報の媒体については、Word ファイル、Excel ファイル以外にも、紙媒体、PDF ファイルなどの媒体も対象となる。

【該当となる委託の例示】

- 1 「国立大学法人が保有している個人情報を委託先に引き渡して、入力・加工・編集・保管などの何らかの作業をしてもらうもの。」の「何らかの」については、例示としてあげている「個人情報の入力・加工・編集・保管」以外にも、例えば、以下の案件なども該当となる。

- 受賞者・表彰者・国家試験の合格者・職員等・外部有識者等の名簿・住所録等の個人情報を含む印刷物の制作・印刷（賞状の筆耕を含む）
- イベントの運営支援（参加者・講演者・受賞者・表彰者等の名簿等の個人情報を引き渡すもの）
- 講習会、研修等の開催に当たり、講師等に受講者名簿等の個人情報を引き渡すもの
- 発送業務のうち、送付先リスト（氏名・住所等の個人情報）と送付物を委託先に引き渡して封入・封緘するもの（委託先が当該発送物を郵送等まで行うもの（梱包発送）を含む）

※国立大学法人が封入・封緘された発送物を宅配業者、日本郵便（郵便局）に引き渡し、宅配、郵送するものは非該当

- 申請書・願書・名簿など個人情報の集合体の資料等が含まれる廃棄・溶解
- 個人情報を入力・保管等する情報システムの運用支援・データ管理などの業務
- 事前に、受診者リスト・昨年の受診結果データ等を引き渡して実施する健康診断
- 年末調整に係る申告書の記載内容の確認などの業務

- 2 「委託先が、委託業務の履行過程において個人情報を取得し、当該個人情報を取り扱うもの」については、例えば以下の案件などが該当となる。

- システム保守等で業務の過程において付随的に個人情報を取り扱うもの
- シンポジウム等の開催に当たり（その運営業務一式等を委託しており）、委託先が参加者を募集し、名簿等に取り纏めるもの
- 受付業務等を委託しており、日々の受付業務等のなかで、訪問者等の個人情報を取得するもの

【非該当の取扱いとする契約について】

原則として、個人情報の取り扱いに係る業務の委託については該当となるが、例えば、履行に当たっての事務連絡等を行うためとして国立大学法人（行政機関・独法等）の担当職員の氏名を受託者に連絡するものについては、非該当の扱いにすることができる。

※ただし、履行にあたっての事務的な連絡であっても、

- 外部有識者等（行政機関・独法等の職員以外の者）の個人情報を引き渡すもの
- 行政機関・独法等の職員の氏名に加え、秘匿性の高い個人情報（旅費等の振込先金融機関情報、旅券番号、個人住所、経歴等）を引き渡すものなどは、該当となることに留意。